

国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会（第2回）議事要旨

【開催日時等】

- 開催日時：平成21年8月28日（金）10:00～12:30
- 場所：総務省10階 共用10階会議室
- 出席者：塩野座長、青山委員、斎藤委員、高橋委員、牧原委員、山本委員、渡邊委員、飯島准教授
久元自治行政局長、佐村大臣官房審議官、安田行政課長、田中行政課行政企画官、上仮屋行政課理事官

【議事の概要】

（1）ドイツの制度についての紹介

- ・ 斎藤委員より、資料1に沿ってドイツの制度についての紹介が行われた。

（2）フランスの制度についての紹介

- ・ 飯島准教授より、資料2に沿ってフランスの制度についての紹介が行われた。

（3）意見交換

- ・ 事務局より、資料3（主な論点について（案）（修正））及び参考資料について、説明が行われた。
- ・ 主な論点のうち、2から4までについて意見交換が行われ、以下のような意見が出された。

（論点2について）

- ・ 是正の要求等に関し、地方公共団体側から審査の申出が行われないうまま申立期間が徒過した場合、その適法性が確定するかどうかという点については、他の訴訟において違法であることの主張が認められていることから明らかなように、適法性が確定しているものではない。
- ・ 裁判所の判決に間接強制などの執行力を持たせないのであれば、申立期間が徒過した場合には、既になされた是正の要求等については地方公共団体が争えないこととしても良いのではないか。一方で、裁判所の判決に執行力を持たせるのであれば、申立期間が徒過した場合であっても、裁判において既になされた是正の要求等についても改めて争えるようにすべきではないか。
- ・ 司法の権威を高めるという観点からは、申立期間が徒過した場合であっても、既に行われた是正の要求等の適法性も含めて裁判で争うことができるようにし、裁判所が是正の要求等の適法性も含めて判断を

下すとするべきではないか。

- 民事訴訟では、各当事者は自己に有利な法律の要件事実について立証責任を負うのが原則であるが、形成訴訟の中には、一定の期間が徒過したことを理由に主張を制限しているものもある。
- 不服申立の権利があるにも関わらず期間内に当該権利を行使しないのであるから、申立期間が徒過した場合に申立期間中と同じ主張ができることとする必要はないのではないか。

(論点3について)

- 自治法に基づく是正の要求及び是正の指示は、地方公共団体の具体的な事務処理に関し行うものであり事前に行うことはできないが、個別法に規定された指示等の中には差止訴訟につながるような事前の指示もあり得ることにかんがみると、差止訴訟の類型も検討事項とすることが適当である。

(論点4について)

- 判決に間接強制等の執行力を持たせるのであれば、地方公共団体が行うべき措置が具体的である必要があるのではないか。
- 民事訴訟では、例えば騒音差止訴訟において、裁判所は行政庁に具体的な措置を命ずるよりも、一定の音量以下にすべきことを命ずることとし、そのための具体的な措置については行政庁にゆだねることが適当であるとの見解も、学会では有力説となっている。
- 是正の要求において地方公共団体の裁量を認めているとしても、その際に与えられた裁量を使わない団体については、国が改めて具体的な指示をすることにより地方公共団体の裁量を縮減させる方法ではなく、裁判の段階で当該団体の裁量権を裁判所が判決により縮減させる方法もあるのではないか。

(以上 (速報のため事後修正の可能性あり))